

## 地方独立行政法人京都市立病院機構 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策支援推進法に基づき、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1 計画期間 平成27年4月1日～平成31年3月31日まで

2 内容

目標1 時間外勤務の縮減に取り組み、一人当たりの月平均時間外勤務時間数を平成26年度比で20%削減し、月平均12.0時間以内とすることを目指します。  
15.3時間（平成26年度実績） → 12.0時間（目標値）

<対策>

- ・ 時間外勤務の縮減指針の内容を徹底します。
- ・ 長時間の時間外勤務を解消します。
- ・ 管理職員への周知徹底を図ります。

目標2 年次休暇取得率の向上に取り組み、一人当たりの取得日数を年間10日以上とすることを目指します。  
8.5日（平成26年度実績） → 10.0日（目標値）

<対策>

- ・ 年次休暇や夏期特別休務の取得状況を把握し、各部署において取得計画を策定するなど、取得しやすい環境づくりを推進します。
- ・ 管理職員への周知徹底を図ります。

目標3 仕事と子育ての両立を支援し、育児休業の取得を希望する職員すべてが育児休業を取得できることを目指します。

<対策>

- ・ 子育てに関する休暇等の各種制度や仕事と子育ての両立を支援する職場づくりに向けた情報をまとめた「仕事と子育て両立支援ハンドブック」を職員に周知するなど、育児休業に対する職場の理解を高めます。
- ・ 管理職員への周知徹底を図ります。

目標4 職員が仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を図ることができるよう、各種の休暇や勤務制度を利用しやすい職場環境を目指します。

<対策>

- ・ 特別休暇や承認休務等の情報をまとめた「休暇制度の手引」や各種の勤務制度の要綱等を職員に周知するとともに、職場や職員のニーズの把握、代替職員の確保などの検討を行います。
- ・ 管理職員への周知徹底を図ります。